

令和3年8月11日から的大雨による 災害被害に関する主な支援策

復旧、事業継続のための資金が心配

久留米市の融資

緊急経営支援資金(災害復旧枠)

【対象】

令和3年8月11日から的大雨による災害で被災した市内中小企業等

【貸付条件】

限度額：1,000万円
貸付期間：7年以内（措置1年以内）
利率：0.8% ※最初の1年間の利子を市が補助
保証料率：0%



緊急経営支援資金(一般枠)

【対象】

令和3年8月11日から的大雨による災害で被災した市内中小企業等

【貸付条件】

限度額：1,000万円
貸付期間：7年以内（措置1年以内）
利率：1.46%（セーフティネット保証利用時1.26%）
保証料率：0.45～0.84%



久留米市 商工政策課 ※受付・相談は各総合支所 産業振興課でも行っております
TEL：0942-30-9133 （田主丸、北野、城島、三瀬）

福岡県の融資

緊急経済対策資金（緊急特別融資枠）

【対象】

令和3年8月11日から的大雨による災害で被災した県内中小企業等

【貸付条件】

限度額：3,000万円
貸付期間：10年以内（措置2年以内）
利率：0.9%
保証料率：0%



緊急経済対策資金（知事指定風水害）

【対象】

令和3年8月11日から的大雨による災害で被災した県内中小企業等
（セーフティネット保証4号認定者は間接被害も対象）

【貸付条件】

限度額：1億円
貸付期間：10年以内（措置2年以内）
利率：1.30%
保証料率：0.25～1.62%（セーフティネット保証利用時0.8%）



福岡県 商工部 中小企業振興課 金融係
TEL：092-643-3424

セーフティネット保証4号

自然災害等の突発的事由により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行う制度

【対象】

久留米市で1年以上事業を継続していること。
令和3年8月11日から的大雨による災害の影響を受け、最近1か月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

【保証】

別枠で100%の信用保証



久留米市 商工政策課 ※受付・相談は各総合支所 産業振興課でも行っております
TEL：0942-30-9133 （田主丸、北野、城島、三瀬）

政府系金融機関の融資

災害貸付

【対象】

令和3年8月11日から的大雨による災害で被害を受けた事業者で次のいずれかに該当

- ①災害で直接被害を受けた方
- ②被災事業者との取引に起因する売上減少、売掛金債権の固定化等間接的被害を受けたと認められた方

【貸付条件】

限度額：各融資制度の限度額に上乗せ3,000万円
貸付期間：10年以内（措置2年以内）※一般貸付を適用した場合
利率：各融資制度に定められた利率

日本政策金融公庫 久留米支店
TEL：0942-34-1212

支援金を受けたい

久留米市浸水被災事業者支援金

新型コロナウイルスの影響が長期化する中、令和3年8月11日からの大
雨により、事業用の建物が浸水被害を受けた中小事業者の皆様に対して、
支援金を支給します。

【対象】

令和3年8月11日から的大雨により市内の店舗や事務所、工場等の
事業の用に供する建物が浸水被害を受けた中小事業者
※農林漁業、政治・経済・文化団体、宗教法人・団体は対象外

【支給額】

法人：30万円 個人事業者：15万円

【要件】

被災した建物で事業を行っていること
被災・り災証明書の交付を受けていること

【受付期間】

令和3年10月1日(金)～11月30日(火)



久留米市 浸水被災事業者支援金コールセンター
TEL：0942-30-9118 FAX：0942-30-9707

り災証明書（被災証明書）の取得

○り災証明書は住家の被害の程度を証明

○被災証明書は非住家（店舗や倉庫など）、その他（自動車、塀など）
の被害の事実を証明

【申請に必要なもの】

- ・り災証明（被災証明）交付申請書
- ・被害状況が判断できる写真
- ・すでに修繕された場合は見積書や領収書
- ・自動車の場合は、車検証の写し・レッカー移動証明書等
（被災場所がわかる書類）・被災車両の写真が必要

【その他】

- ・り災者（被災者）以外の方が届出する場合は委任状が
必要（親族の場合は不要）
- ・交付手数料無料



久留米市本庁 生活支援課 TEL：0942-30-9023
田主丸総合支所 地域振興課 TEL：0943-72-2111
北野総合支所 地域振興課 TEL：0942-78-3551
城島総合支所 地域振興課 TEL：0942-62-2111
三瀬総合支所 地域振興課 TEL：0942-64-2311

自然災害等の事前対策に関する支援制度

事業継続力強化計画認定制度

- 中小企業が行う**防災・減災の事前対策に関する計画**を経済産業大臣が認定する制度です。
- 認定を受けた事業所は**税制優遇や補助金の加点**などの支援策が活用できます。

計画を作成し、実行することで、自社の災害リスクや影響を再認識し、発災時の対応力の強化や従業員の防災・減災の意識向上などにつながります。

【計画に記載が必要な事項】

- ・ハザードマップ等を活用した自然災害リスクの確認結果
- ・安否確認や避難の実施方法など、発災時の初動対応手順
- ・人員確保、建物・設備の保護、資金繰り対策、情報保護にあたって取組を進める具体的な対策
- ・訓練の実施や計画の見直しなど、事業継続力強化の実効性確保の取組

【具体的な事前対策例】

★人員確保

- ・従業員の業務内容・作業手順等のマニュアル化
- ・他社との連携による非常時の従業員の相互応援体制の構築

★建物・設備の保護

- ・配電盤等の重要設備の高所設置
- ・停電に備えた自家発電設備の導入
- ・地震に備えた機器の固定

★情報保護

- ・契約書や顧客情報など、重要な情報を複製化
- ・クラウドサーバーを活用した情報の保管

★取引先・他社との協力体制

- ・地域の企業との非常時応援体制の整備
- ・取引先や、同業者組合等での連携

★資金繰り対策

- ・被災をした際に、融資を受けることができる窓口を確認
- ・水害や地震などの災害に対応した損害保険や共済に加入
- ・休業時に利益補償をする保険に加入
- ・建物や機械設備だけでなく、在庫や中間財などを対象とする保険・共済に加入

国
(経済産業大臣)

申請 ↑ ↓ 認定

事業継続力強化計画

中小企業者等
(中小企業・小規模事業者)

中小企業庁ホームページ



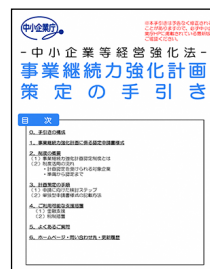
ワークショップ実施時テキスト



計画策定の手引き



市ハザードマップ



計画作成の参考となるもの

【認定申請・お問い合わせ先】九州経済産業局 産業部 経営支援課 事業継続力強化計画担当

TEL : 092-482-5592

※計画認定を申請後、審査に日数（標準処理期間45日）を要しますのでご注意ください。

計画認定を受けるメリット

1. 対象設備の税制優遇

計画に従って取得した一定の設備について取得価額20%の特別償却が適用可能

対象者：青色申告書を提出する中小企業者等で、国から計画の認定を受けたもの

対象設備：

- 機械及び装置（100万円以上）
自家発電設備、免震装置、排水ポンプ、揚水ポンプなど
- 建物附属設備（60万円以上）
止水板、防水シャッター、排煙設備、消火設備など
- 器具及び備品（30万円以上）
全ての設備

税制優遇の詳細



2. 国の「ものづくり補助金」等の加点措置

3. 信用保証枠の拡大

計画の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証枠の拡大等

4. 政府金融機関による低利融資

利率：設備資金について基準金利▲0.9%

5. 損害保険料の割引等

※その他、詳細は中小企業庁のホームページをご確認ください。

市内事業所の取組み事例

●設備等の事前避難

- ・事前に避難場所を決め、営業車両を安全な場所へ事前に移動
- ・架台等を設置し、機械、室外機を常時高所設置

●備品等の事前避難

- ・豪雨の予報を確認し、パソコン等重要備品を2階などの安全な場所へ避難

●止水板、どろ、コンクリートブロックの設置

- ・止水板を設置し、工場内や店舗内の浸水を防止
- ・豪雨の予報を確認し、どろを設置し、屋内浸水を防止
- ・過去の浸水被害を踏まえ、工場周囲のコンクリートブロックを積み増す事前対策を実施

●保険の切り替え

- ・水災対応損害保険について、「浸水〇cm以上」の要件が無い保険へ切り替え

●レイアウト変更による浸水リスク回避

- ・1階が執務室、2階が従業員休憩室であったところ、重要備品の多い執務室を2階へ、1階を休憩室へと入れ替え

●事務所のかさ上げ

- ・毎年浸水する事務所のかさ上げ工事を行い、浸水を回避

●同業者組合での連携

- ・被災し、取引先への納入が間に合わず、同業者組合の組合員に代わりに納入いただいた

市税の減免及び納付の猶予

- ・個人市民税、固定資産税及び都市計画税、事業所税の減免
- ・被害の状況に応じた納付の猶予

市民税課 TEL : 0942-30-9008 FAX : 0942-30-9753

資産税課 TEL : 0942-30-9013 FAX : 0942-30-9753

税収納推進課 TEL : 0942-30-9006 FAX : 0942-30-9753

国民健康保険や後期高齢者医療保険の保険料の減免、納付の猶予

被害の程度等により保険料の減免及び納付の猶予

健康保険課

減免 TEL : 0942-30-9030 FAX : 0942-30-9751

猶予 TEL : 0942-30-9031 FAX : 0942-30-9751

令和3年8月の豪雨災害被災者支援

本紙に記載の事業者支援策を含め、各種支援策を市ホームページに掲載しています。



商工事業者相談窓口

商工政策課	TEL : 0942-30-9133 FAX : 0942-30-9707
(田主丸)産業振興課	TEL : 0943-72-2110 FAX : 0943-73-2288
(北野)産業振興課	TEL : 0942-78-3569 FAX : 0942-78-3377
(城島)産業振興課	TEL : 0942-62-2115 FAX : 0942-62-3732
(三潁)産業振興課	TEL : 0942-64-2315 FAX : 0942-65-0957

※各支援策の詳細については、実施機関のホームページや問い合わせ先にてご確認ください。